

事務連絡  
令和3年2月3日

各都道府県建設業協会 事務局 殿

一般社団法人全国建設業協会  
事業部

改正建築物省エネ法に関する技術的助言について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より標記技術的助言に関する周知依頼がありました。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」が令和3年4月1日に全面施行されることを受け、法律及び関連する省令、施行規則の運用及びその他所要の措置について通知されたものです。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

添付資料1：国土交通省通知文書

添付資料2：(別添) IT 説明実施マニュアル

添付資料3：(参考①) 外皮性能モデル住宅のイメージ

添付資料4：(参考②) 軽微な変更の対象範囲について

(担当) 事業部 山長

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp